

助成の内容

0歳～3歳未満

【県内医療機関及び指定の医療機関※1】

各医療機関の窓口で資格証を提示し、1か月につき自己負担金として300円をお支払いいただきます。※2

※1. 指定の医療機関は久留米大学病院、聖マリア病院、福岡市立こども病院・感染センター、佐世保市立総合病院の4機関となります。

※2. 同一月・同一医療機関であっても、入院と外来があるときはそれぞれ300円をお支払いいただきます。

【県外医療機関】

各医療機関の窓口で一旦、医療費をお支払いいただき、申請書に領収書を添えて提出してください。

乳幼児1人につき1か月分お支払いいただいた医療費を全額助成します。

3歳～小学校就学前

【県内外すべての医療機関】

各医療機関の窓口で一旦、医療費をお支払いいただき、申請書に領収書を添えて提出してください。

乳幼児1人につき1か月分お支払いいただいた医療費から500円を控除した額を助成します。

乳幼児の医療費を助成しています

◆対象者

市内在住の0歳から小学校就学前（6歳になって最初の3月31日）の乳幼児。

◆注意点

- ・3歳未満に関しては資格証（乳幼児医療費受給者証）の提示が必要です。
- ・申請書（乳幼児医療費助成

申請書）は各庁舎総合窓口又はこども課（小城市舎）にあります。

医療費を支払った日から、市役所に提出されるまでの期間が1年を過ぎると申請できません。

申請書は、診療月の翌月以降に1か月分まとめて申請してください。保険外診療分は、助成対象になりません。

ご不明な点があれば、各庁舎総合窓口又はこども課までお尋ねください。



【問合せ】こども課

子育て支援係（小城市舎）  
担当 藤木・吉岡  
☎73-8821

農業委員会からのお知らせ

農地の売買、贈与、賃借をする際は、農業委員会の許可が必要です。小城市ホームページでも手続きの手順を公開していますのでご確認ください。

- ①許可のポイント及び申請から許可までの流れを解りやすく解説した「農地の売買、贈与、貸借等の許可について」
- ②申請に当たっての必要書類を整理した「必要書類一覧表及びチェックリスト」
- ③申請書の具体的記入方法を申請者の目線で解説した「申請書記入マニュアル」

申請書は小城市ホームページからもダウンロードできます。

※市ホームページ↓事業案内  
↓商工業・農業・林業・水産業↓農地に関すること

【問合せ】農業委員会事務局  
(吉刈庁舎)

担当 大久保・水田  
☎63-8823

任意整理・過払金返還請求!

消費者金融等と約10年以上の取引がある方・  
消費者金融等の借金を完済した方は

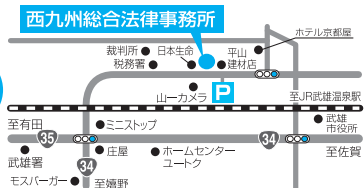
相談無料

秘密厳守

完済した方は自己負担金ゼロ!

取り戻した過払金の中から成功報酬をいただくのみです。  
詳しくは電話、またはブログをご覧ください。

<http://fukuda-hiroshi.seesaa.net/>



☎0954-27-8056

受付/ (月～金) 9:00～12:00 13:00～18:00  
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5650-26

西九州総合法律事務所  
佐賀県弁護士会所属  
弁護士 福田 大志